○研究費における物品調達に関する内規

2008年 3 月 24日

制定第2153号

最近改正 2018年2月21日

(趣旨)

第1条 本内規は、「京都橘大学研究費管理規程」に定めるところによる研究費の物品調 達について定めるものとする。

(主管)

第2条 研究費における物品調達の主管は、学術振興課(以下「主管課」という。)とする。

(発注)

- 第3条 研究者は、次の物品調達の手続きを行う。
- 1 1個または1組の取得価額が20万円未満の物品を調達する場合、主管課の承認を得て 研究者自ら直接発注することができる。
- 2 1個または1組の取得価額が20万円以上の物品を調達する場合、原則として主管課を 通して発注しなければならない。ただし、研究者が物品の調達にあたり2社以上の業者 から見積もりを取得し、主管課が当該物品の調達を適切と認める場合は、この限りでな い。

(納品・検収・研究費請求)

- 第4条 研究者は、調達物品に係る研究費の請求を行う際、主管課に対して納品物品を提示し、検収印の押印を受けなければならない。
- 2 主管課は、1個または1組の取得価額が20万円以上の物品に関し、必要に応じてその 納品に立ち会わなければならない。

(提示・説明)

- 第5条 研究者および主管課は、必要に応じ物品調達状況の説明をしなければならない。 (改廃)
- 第6条 この内規の改廃は、部長会の議を経て学長が行う。

附則

この内規は、2008年4月1日から実施する。

附則

この内規は、2008年5月1日から実施する。

附 則

この内規は、2012年4月1日から実施する。

附則

この内規は、2018年4月1日から実施する。